

4 高保体第 777 号
令和 4 年 12 月 1 日

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

県立学校における自宅待機要請者の判断基準について（令和 4 年 12 月 1 日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 4 年 11 月 30 日付け 4 高保体第 770 号「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」にて、基本的対処方針の変更に伴い、飲食の場面における感染対策について「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す」（基本的対処方針 P25）と示されていた箇所が削除されたことをお知らせしたところです。

これに伴い、文部科学省から座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能との見解が示されたことから、**県立学校の児童生徒及び教職員で感染者が発生した場合の自宅待機要請者とする判断基準を、別紙のとおりとします。**

各学校においては、本通知に基づき、学校内で感染を拡大させないよう迅速な初期対応をお願いします。

また、本通知の発出に伴い、令和 4 年 7 月 26 日付け 4 高保体第 436 号における別紙 2 「感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者に出席停止の措置をとる場合の対応（令和 4 年 7 月 26 日時点）」は廃止とします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

【担当】

保 健 体 育 課 廣 田、池 本 （TEL:088-821-4928）
高 等 学 校 課 岩 河、東 岡 （TEL:088-821-4907）
特 別 支 援 教 育 課 谷 澤、平 地 （TEL:088-821-4741）


【分類番号 05-04-0009】

感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者に出席停止の措置をとる場合の対応 (令和4年12月1日時点)

学校内での感染拡大防止及び学校教育活動の維持を図るため、**学校が感染者に聞き取り(★2)をして感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者[★1]のリストを作成**し、生徒については**高知県教育委員会に提出・協議の上、出席停止の措置**を、教職員については学校長の判断により出勤を控える措置を取ります。(以下、★1を自宅待機要請者とします。)

- ・**自宅待機要請者**の出席停止期間は、濃厚接触者と同じ**5日間**とする。
登校を控えている間に体調不良が見られた場合は、検査協力医療機関を受診するようお願いする。ただし、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行時には、重症化リスクが低い者(中学生及び高校生含む)は、自身で購入した薬事承認された抗原定性検査キットで自己検査を実施し、その結果、陽性となった者は陽性者フォローアップセンターへ登録するようお願いする。また、症状が重い等、受診を希望する場合は速やかに医療機関を受診するよう説明する。
(令和4年11月25日付け4高保体第759号「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ同時流行時の外来受診・療養の流れについて」参照)
- ・ICT 端末等を活用したオンライン学習を含め学習活動の継続ができるような対応を行う。

【待機期間の教え方】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
通常	 感染者との最終接触	5日間の出席停止、出勤を控える					登校 出勤		
		7日間の感染対策の継続							

参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より

★1 自宅待機要請者とする判断基準

(学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン (令和4年8月改訂版))

(感染者の感染可能期間(検査2日前または発症2日前～)に、学校で感染者と接触があった者のうち)

- ①感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話を交わした者)
- ②感染者と同居(寮等において感染者と同室の場合を含む)又は感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等(感染者と同一の寮で生活する生徒等)
- ③マスクを外して大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等(感染者と同一の部活動に所属する生徒等)
- ④その他、感染対策(換気、密集の回避等)が不十分な環境で感染者と接触した者等

※飲食の際に児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですが、飛沫に直接接触しない程度に距離をとる(1メートル以上)等の感染対策を講じていたかを確認し、感染リスクを判断していただくようお願いいたします。

★2 感染者や自宅待機要請者への聞き取り、連絡事項 **※自校の学校関係者のみに限定して聞き取りを行う。**

(1) 感染者への聞き取り事項

① 症状はあるか。あるなら、いつ症状が出たか。いつ検査をしたか。

* 発症日が検査日よりも前の場合には、その時点から2日前の行動を聞き取ります。

② 検査2日前（検査日が日曜日なら金曜日、土曜日）または発症2日前から、**マスクを外して会話や運動を共にした人（自宅待機要請者）**がいないか。いた場合、誰なのか。

会話をしていた場合

会話中の座席（対面や横並び、円陣等）はどうか、人との距離はどうか

運動をしていた場合

マスクを着用していたか、会話をしたか、人との距離（ポジション等）はどうか、運動をしていた環境（屋内あるいは屋外）はどうか、休憩中や運動前後の更衣室および部室での過ごし方

③②で名前が挙がった者に確認するために、感染していることを伝えてよいか。

* 保護者に確認する。③で確認する以外に、感染していることを口外しないことを伝える。

(2) 自宅待機要請者への聞き取り事項

※(1)③で感染者の氏名を伝えることのできた場合

○▲▲（生徒の実名）さんと共に、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）から、マスクを外して**会話や運動**をしたか。それ以降、接触はあったか。

※(1)③で感染者の氏名を伝えることのできなかった場合

○**感染者となった生徒の名前は伝えずに**、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）～今日（聞き取りを行っている日）までの間に、マスクを外して**会話や運動**を共にした人がいないか。いた場合、誰なのか。

(3) 自宅待機要請者である生徒の保護者への連絡の仕方

○校内で新型コロナウイルス感染症の感染者が出て、○○さんが感染しているリスクが高いと考えられる。

○そのため、△月△日～△日までの5日間（【待機期間の数え方】参照）は、学校内での感染拡大防止のため、出席停止となる。欠席扱いとはならない。

* 5日間の待機期間は、保健所が濃厚接触者と判断した者に適用される待機期間です。

○2日目以降に薬事承認された抗原定性検査キットを自費で購入し、2日間連続で陰性を確認した場合、2回目の陰性を確認した時点から登校可能である。

○いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策は継続すること。（学校では、部活動や校外での教育活動、大会等には参加できない。）

○登校を控えている間、体調不良等が見られた場合は、検査協力医療機関（高知県のホームページに一覧が掲載されている）に、必ず事前予約（その際には感染者とマスク無しの接触があり、体調不良があることを伝える）をしてから、病院受診をする。

ただし、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行時には、重症化リスクが低い者（中学生及び高校生含む）は、自身で購入した薬事承認された抗原定性検査キットで自己検査を実施する。その結果、陽性となった者は陽性者フォローアップセンターへ登録する。また、症状が重い等、受診を希望する場合は速やかに病院を受診する。

○登校を控えている間に、体調不良等が見られた場合や病院受診、検査を行う場合は、必ず学校に連絡をする。

○出席停止期間中は、学校や部活動の友人等とは会うことは控える。